

秋田県告示第260号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

一級河川 大湯川、小坂川、汁毛川、古遠部川、安久谷川、大楽前沢川、折ヶ島沢、瀬ノ沢川、阿仁川、谷地川、小猿部川、旧小猿部川、板戸川、山田川、長木川、下内川、乱川、大森川、別所川、天内川、濁川、比井野川、大沢川、薄井沢川、粕毛川、寺沢川、小比内川、湯ノ沢川、旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、寺沢川、道川、地藏川、岩見小又川、芋川、土本川、畑川、代内川、滝川、坂部川、杉森川、大吹川、法内川、祝沢川、松沢川、新沢川、黒森川、天拝川、久保田川、大砂川、沢内川、田沢川、八塩沢川、大久内沢川、沢内沢川、下玉田川、大滝川、檜岡川、小出川、荒沢川、後川、玉川、斉内川、新瀬沢川、相沢川、土熊沢川、堀内沢川、浦子内沢川、比内沢川、靱内沢川、第一馬形沢川、岩井沢、万太郎川、福部内川、窪堰川、今泉大台川、赤堰川、川口川、真昼川、大台川、矢島川、払田川、赤倉川、善知鳥川、上総川、厨川、中ノ目川、横手川、横手杉沢川、山内黒沢川、岩の目沢川、松川、武道川、皆瀬川、新町川、払体川、羽後大戸川、床舞川、大谷川、大鳥谷沢川、立川、赤平田川、大役内川、湯の沢川、松根川

二級河川 鯉川、種沢川、鹿渡川、糸流川、金光寺川、下浜鮎川、滝ノ下川、高千川、浦ノ沢川、清水川、象潟川、大沢川、二古川、勝手川

2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（次の図は、省略し、その図面を秋田県建設部河川砂防課及び当該河川を管轄する各地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）